

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項目	内容
①	処分名	専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人の寄附行為の認可等
②	法令名	私立学校法
③	法令番号	昭和24年法律第270号
④	根拠条項	第64条第5項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(私立専修学校等) 第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項 又は第13条第1項 に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項 において読み替えて準用する同法第13条第1項 の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項 」とあるのは「学校教育法第134条第2項 において読み替えて準用する同法第4条第1項 」と読み替えるものとする。</p> <p>4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。</p> <p>5 第3章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。</p> <p>第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
⑦	審査基準	<p>・京都府私立学校法第64条第4項の法人の寄附行為の認可等に関する審査基準 (平成18年4月1日)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府私立学校審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)4か月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 幼稚園・専修学校担当 (075-414-4518)
⑬	備考	